

## 三田市介護人材養成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護人材の確保及び資質向上を目的として、次条第1号から第4号までに掲げる研修にかかる受講費用の一部を補助するにあたり、三田市補助金等交付規則(平成9年三田市規則第1号。以下「規則」という。)に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第5号に規定する介護等の実務経験を3年以上有する者が介護福祉士の受験資格を取得するための研修をいう。
- (2) 初任者研修 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程をいう。
- (3) 更新研修 介護保険法施行規則第113条の18第1項に規定する更新研修をいう。
- (4) 主任介護支援専門員研修 介護保険法施行規則第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。
- (5) 介護保険サービス事業所等 別表第1に掲げる介護保険サービス事業等を行う事業所又は施設をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 市長は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、研修に要する経費の一部を補助するものとし、補助対象研修、補助対象者、補助対象経費、補助金額及び第4条に基づく添付書類に関しては別表第2から別表第4までに掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に別表第3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(手続の省略)

第5条 市長は、規則第11条及び第13条に規定する手続を省略するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める

付 則

この要綱は、令和3年6月16日より施行し、令和3年4月1日以降に受講した研修の費用について適用する。

付 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、改正後の別表第3及び別表第4の規定は令和6年4月1日以降に受講した研修の費用について適用する。

付 則

この要綱は、令和7年4月22日から施行する。

別表第1（第2条関係）

介護保険サービス事業所等
指定訪問介護
指定（介護予防）訪問入浴介護
指定通所介護
指定（介護予防）通所リハビリテーション
指定（介護予防）短期入所生活介護
指定（介護予防）短期入所療養介護
指定（介護予防）特定施設入居者生活介護
指定介護老人福祉施設
介護老人保健施設
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
指定地域密着型通所介護
指定（介護予防）認知症対応型通所介護
指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護
指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護
指定地域密着型特定施設入居者生活介護
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
指定複合型サービス
第1号訪問事業
第1号通所事業
養護老人ホーム
ケアハウス
軽費老人ホーム
有料老人ホーム
サービス付高齢者向け住宅

別表第2（第3条及び第4条関係）

補助対象研修	実務者研修及び介護職員初任者研修	
補助対象者	個人	<p>交付申請日時点において、下記の全ての要件を満たしていること。</p> <p>(1) 過去1年以内に研修を修了し、すでに受講料の支払いが済んでいること。</p> <p>(2) 市内の介護保険サービス事業所等において勤務中又は勤務予定である者</p> <p>(3) 他の法令等に基づく国、都道府県、市町村又はその他団体等の負担金及び補助金等を受けていないこと。</p> <p>(4) 本要綱に基づく同一の研修に対する補助を受けていないこと。</p>
	法人	<p>交付申請日時点において、下記の全ての要件を満たしていること。</p> <p>(1) 市内で介護保険サービス事業所等を運営していること。</p> <p>(2) 過去1年以内に研修を修了し、かつ市内の介護保険サービス事業所等において勤務している従業者に対して、補助対象経費の一部又は全額を負担していること。</p> <p>(3) 他の法令等に基づく国、都道府県、市町村又はその他団体等の負担金及び補助金等を受けていないこと。</p> <p>(4) 補助対象となる従業者が本要綱に基づく同一の研修に対する補助を受けていないこと。</p>
補助対象経費	<p>研修の受講に係る受講料及び教材費等とする。ただし、修了評価不合格者の追試等に係る追加費用は含まない。</p>	
補助金額	<p>補助対象経費に以下に定める割合を乗じた額とする。ただし、実務者研修においては上限5万円、初任者研修においては上限2万5千円とする。</p> <p>【割合】個人：1/2、法人：2/3</p>	
第4条に基づく添付書類	個人	<p>(1) 勤務している法人（事業所）に在職中であることを証する在職証明書（別紙1）又は勤務予定である法人（事業所）により採用される予定であることを証する採用証明書（別紙2）</p> <p>(2) 指定研修機関の受講料領収書（宛名が受講者本人のものに</p>

		<p>限る。)</p> <p>(3) 研修の受講料及び受講内容がわかるもの（研修パンフレット等）</p> <p>(4) 研修を修了したことを証する書類</p>
	法人	<p>(1) 補助対象となる従業者の在職証明書（別紙1）</p> <p>(2) 指定研修機関の受講料領収書（宛名が受講者本人又は法人のものに限る。）</p> <p>(3) 研修の受講料及び受講内容がわかるもの（研修パンフレット等）</p> <p>(4) 研修を修了したことを証する書類</p> <p>(5) 補助対象となる従業者に対して、補助対象経費を負担したことが確認できる書類（給与・賃金・諸手当等と明確に区別して支給したことが確認できるものに限る。）</p>

別表第3（第3条及び第4条関係）

補助対象研修		<p>更新研修のうち、以下の研修に相当する研修</p> <p>(1) 厚生労働省が定める介護支援専門員資質向上事業実施要綱に規定する「専門研修課程Ⅰ」及び「専門研修課程Ⅱ」</p> <p>(2) 兵庫県福祉人材センターが実施する「更新研修A（前期）」及び「更新研修A（後期）」</p>
補助対象者	個人	<p>交付申請日時点において、下記の全ての要件を満たしていること。</p> <p>(1) 過去1年以内に研修を修了し、すでに受講料の支払いが済んでいること。</p> <p>(2) 市内に所在する指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下この表において「対象事業所」という。）に勤務する者。</p> <p>(3) 研修を修了した日以降に、対象事業所1か所において3か月以上勤務（休職期間は除く）し、かつ引き続き勤務している者。</p> <p>(4) 他の法令等に基づく国、都道府県、市町村又はその他団体等の負担金及び補助金等を受けていないこと。</p>

	法人	<p>交付申請日時点において、下記の全ての要件を満たしていること。</p> <p>(1) 対象事業所を運営していること。</p> <p>(2) 以下の全ての要件を満たす従業者に対して、補助対象経費の一部又は全額を負担していること。</p> <p>ア 過去1年以内に研修を修了していること。</p> <p>イ 研修を修了した日以降に、対象事業所1か所において3か月以上勤務（休職期間は除く）し、かつ引き続き勤務している者。</p> <p>(3) 他の法令等に基づく国、都道府県、市町村又はその他団体等の負担金及び補助金等を受けていないこと。</p>
補助対象経費		<p>研修の受講に係る受講料及び教材費等とし、「専門研修課程Ⅰ」及び「更新研修A（前期）」に相当する研修は上限4万円、「専門研修課程Ⅱ」及び「更新研修A（後期）」に相当する研修は上限2万円とする。ただし、修了評価不合格者の追試等に係る追加費用は含まない。</p>
補助金額		<p>補助対象経費に2分の1を乗じた額とする。</p>
第4条に基づく添付書類	個人	<p>(1) 勤務している法人（事業所）に在職中であることを証する在職証明書（別紙1）</p> <p>(2) 研修の受講料領収書（宛名が受講者本人のものに限る。）</p> <p>(3) 研修を修了したことを証する書類</p> <p>(4) 介護支援専門員証の写し</p>
	法人	<p>(1) 補助対象となる従業者の在職証明書（別紙1）</p> <p>(2) 当該研修の受講料領収書（宛名が受講者本人又は法人のものに限る。）</p> <p>(3) 研修を修了したことを証する書類</p> <p>(4) 補助対象となる従業者の介護支援専門員証の写し</p> <p>(5) 補助対象となる従業者に対して、補助対象経費を負担したことが確認できる書類（給与・賃金・諸手当等と明確に区別して支給したことが確認できるものに限る。）</p>

別表第 4（第 3 条及び第 4 条関係）

補助対象研修	主任介護支援専門員更新研修	
補助対象者	個人	<p>交付申請日時点において、下記の全ての要件を満たしていること。</p> <p>(1) 過去 1 年以内に研修を修了し、すでに受講料の支払いが済んでいること。</p> <p>(2) 市内に所在する指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所（以下この表において「対象事業所」という。）に勤務する者。</p> <p>(3) 研修を修了した日以降に、対象事業所 1 か所において 3 か月以上勤務（休職期間は除く）し、かつ引き続き勤務している者。</p> <p>(4) 他の法令等に基づく国、都道府県、市町村又はその他団体等の負担金及び補助金等を受けていないこと。</p>
	法人	<p>交付申請日時点において、下記の全ての要件を満たしていること。</p> <p>(1) 対象事業所を運営していること。</p> <p>(2) 以下の全ての要件を満たす従業者に対して、補助対象経費の一部又は全額を負担していること。</p> <p>ア 過去 1 年以内に研修を修了していること。</p> <p>イ 研修を修了した日以降に、対象事業所 1 か所において 3 か月以上勤務（休職期間は除く）し、かつ引き続き勤務している者。</p> <p>(3) 他の法令等に基づく国、都道府県、市町村又はその他団体等の負担金及び補助金等を受けていないこと。</p>
補助対象経費	<p>研修の受講に係る受講料及び教材費等とし、4 万円を上限とする。ただし、修了評価不合格者の追試等に係る追加費用は含まない。</p>	
補助金額	<p>補助対象経費に 2 分の 1 を乗じた額とする。</p>	
第 4 条に基づく添付書類	個人	<p>(1) 勤務している法人（事業所）に在職中であることを証する在職証明書（別紙 1）</p> <p>(2) 研修の受講料領収書（宛名が受講者本人のものに限る。）</p> <p>(3) 研修を修了したことを証する書類</p> <p>(4) 介護支援専門員証の写し（ただし、研修を修了した後に介</p>

	<p>護支援専門員証の更新手続きを行った場合は、新たに発行された介護支援専門員証の写し)</p>
法人	<p>(1) 補助対象となる従業者の在職証明書（別紙1）</p> <p>(2) 研修の受講料領収書（宛名が受講者本人又は法人のものに限る。）</p> <p>(3) 研修を修了したことを証する書類</p> <p>(4) 補助対象となる従業者の介護支援専門員証の写し（ただし、研修を修了した後に介護支援専門員証の更新手続きを行った場合は、新たに発行された介護支援専門員証の写し）</p> <p>(5) 補助対象となる従業者に対して、補助対象経費を負担したことが確認できる書類（給与・賃金・諸手当等と明確に区別して支給したことが確認できるものに限る。）</p>